

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（持株会） 第六条 「略」 2 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないこととする。 3 「略」 （出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの） 第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 株券の発行者である会社の関係会社の役員又は従業員が当該関係会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利	（持株会） 第六条 「同上」 2 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める要件は、各役員等（同号に規定する役員等をいう。）の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこととする。 3 「同上」 （出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの） 第七条 「同上」 一 株券の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

二 株券の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者（法人その他の団体にあってはその役員を含み、個人にあってはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう、その被支配会社等（前条第三項に規定する被支配会社等をいう。）を含む。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が

二 株券の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者（法人その他の団体にあってはその役員を含み、個人にあってはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利

三 「略」

2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

一 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社

「二・三 略」

（同一種類の有価証券等）

第十条の二 令第一条の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第二号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、第一条の七の四第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号イ及びロ、第一条の八の二第一号イ並びに第一条の八の四第三号イ(2)、ロ(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)に規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

「一・二 略」

三 「同上」

2 「同上」

一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の二十五以上の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を保有する場合における当該他の会社

「二・三 同上」

（同一種類の有価証券等）

第十条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この号及び第十三条の三第二項第一号において同じ。））、外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イ及びロに掲げる事項 〔四〇三十三 略〕 〔2・3 略〕 （特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等） 第十一条の二 〔略〕 2 令第一条の五の二第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。 一 〔略〕	三 社債券（特定社債券（法第二条第一項第四号に掲げる特定社債券をいう。）並びに投資法人債券（同項第十一号に掲げる投資法人債券をいう。以下この号及び第十三条の三第二項第一号において同じ。））、外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び社会医療法人債券（令第二条の八に規定する社会医療法人債券をいう。）を含み、社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債及び短期外債に係るものを除く。）のうち、前二号及び次号から第六号までに掲げる有価証券以外のもの並びに学校債券 第一号イ及びロに掲げる事項 〔四〇三十三 同上〕 〔2・3 同上〕 （特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等） 第十一条の二 〔同上〕 2 〔同上〕 一 〔同上〕
--	--

二 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

「イ・ロ 略」

ハ 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条及び第十三条の五第二項第二号ハにおいて「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ニ 「略」

「3～5 略」

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一～七 略」

七の二 法第二十八条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条及び第十三条の五第二項第二号ハにおいて「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ニ 「同上」

「3～5 同上」

（金融商品取引業から除かれるもの）

第十六条 「同上」

「一～七 同上」

七の二 「同上」

イ 「同上」

(1) 「略」 (2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に基づく買付け 「(i) (iii) 略」 (iv) 信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないこと。 「ロへ 略」 「八十七 略」 「2 11 略」	(1) 「同上」 (2) 「同上」 「(i) (iii) 同上」 (iv) 信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこと。 「ロへ 同上」 「八十七 同上」 「2 11 同上」
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。